

和歌山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ161号。以下「ガイドライン」という。）および「和歌山県みどりの食料システム基本計画」（以下「県基本計画」という。）、「和歌山県持続性の高い農業生産方式導入指針」（以下「導入指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものであるとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画Ⅲに掲げるいずれかの事業計画であること
 - ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（別記参照）
 - ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
 - ③ その他の環境負荷低減事業活動
- (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

第3 認定申請

申請者は、実施計画（別記様式第1号）を作成し、実施計画に係る認定申請書（別記様式第2号）に必要書類とともに添付の上、住所地を所管する振興局を經由して県知事へ提出する。

- 2 提出を受けた振興局農林水産振興部長は、技術的な妥当性等を検討し、意見

書（別記様式第3号）を添付する。

第4 認定

県知事は、申請された実施計画について、法第19条第5項、法第21条第5項、基本方針及びガイドラインに則して認定審査を行い、内容を適正と認められた場合には、申請者に対し、所管の振興局農林水産振興部長を経由して、認定通知書（別記様式第4号）を交付するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

- 2 なお、認定しなかった場合は、不認定通知書（別記様式第5号）により認定しない理由を明らかにした上で申請者に対してその旨を通知するものとする。

第5 実施計画の変更

法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、第3の手続きに準じて変更申請書（別記様式第6号）を県知事に提出するものとする。なお、変更申請書には、省令第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第7号）、その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 法第20条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更に係る届出書（別記様式第8号）により、第3の手続きに準じて知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は規則第10条に定める次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更
- (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
- (4) (3)に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負担低減事業活動事業計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

第6 認定の取消

県知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていない

いと認められるときは、法第 20 条第 3 項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第 9 号）により通知する。

第 7 実施状況の報告

認定者は、毎年 5 月末までに、第 3 の手続きに準じて実施状況報告書（別記様式第 10 号）を県知事に提出するものとする。

第 8 その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

(別記)

持続性の高い農業生産方式の定義について

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進、その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、和歌山県みどりの食料システム基本計画で定めた(1)たい肥等施用による土づくり技術、(2)化学肥料低減技術、(3)化学農薬低減技術の3つの技術のうち、下記具体的技術の中から最低1つ以上ずつ選択し、3つの技術すべてを導入した生産方式とする。

○持続性の高い農業生産方式を構成する技術の内容

(1) たい肥等施用による土づくり技術

①たい肥等有機質資材施用技術	土壌診断を行い、良質なたい肥などを施用する。
②緑肥作物利用技術	土壌診断を行い、レンゲなどの緑肥作物を栽培して農地にすき込む。
③その他土づくりに資すると県が認める技術	

(2) 化学肥料低減技術

①局所施肥技術	作物が利用しやすい場所に集中的に肥料を施用する。
②肥効調節型肥料施用技術	肥料成分の溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する。
③有機質肥料施用技術	有機質肥料を化学肥料に代替して使用する。
④その他化学肥料低減に資すると県が認める技術	

(3) 化学農薬低減技術

①温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸すことにより、有害動植物を駆除する。
②機械除草技術	機械的方法により雑草を駆除する。
③除草用動物利用技術	アイガモ、コイなどによって雑草を駆除す

	る。
④土着天敵利用技術	天敵温存植物の植栽、天敵に悪影響の少ない殺虫剤の選択等によって土着天敵の定着や増殖を促す。
⑤生物農薬利用技術	農薬取締法上の天敵で登録を受けたものを利用する。
⑥対抗植物利用技術	土壌中の有害動植物を駆除またはまん延を防止する植物を栽培する。
⑦抵抗性品種栽培・台木利用技術	抵抗性品種の栽培や抵抗性台木を利用する。
⑧土壌還元消毒技術	土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する。
⑨熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えて温度を上昇させ、土壌中の有害動植物を駆除する。
⑩光利用技術	シルバーフィルムや粘着資材、黄色灯等により、害虫を誘引、忌避させる。
⑪被覆栽培技術	有害動植物の付着を防止するための資材で農作物を被覆する。
⑫フェロモン剤利用技術	昆虫のフェロモン作用を有する薬剤を利用して、トラップで捕殺したり交信をかく乱したりする。
⑬マルチ栽培技術	土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で覆う。
⑭天然物質由来農薬利用	有機農産物の日本農林規格別表 2 に掲げる農薬を利用する。
⑮その他化学農薬低減に資すると県が認める技術	